

# 担任手当加算に関する職場討議 Q&A

## もう一度確認をしましょう

### 1 学校長は「担任は大変だから、担任手当は担任のみに支給したい」と言っていますが？

まず、大事なことは「担任が大変なのか、それほどではないのか」という議論に陥らないことです。「担任は大変なのは間違いない、だからこそ、学校の教職員全体で支えている」という前提で議論をしましょう。大変だから、「重い分掌はできるだけ持たせないようにしよう」「授業の持ち時間はわずかでも少なくしよう」「学年や教科、部活動の顧問など、それぞれの立場で支援していく」という職務上の配慮がどこの職場でも存在していると思います。その配慮を考慮せずに「担任は大変で、それ以外はそれほど大変ではない、だから担任だけに支給する」という論理の成立には無理があります。各職場での職務・職責の平準化を求めてきた取り組みは、長野県の高校現場の良き伝統です。

### 2 「担任のなり手がないから、3000円の手当はなり手不足の解消につながる」という声もありますが？

諸物価高騰の折ですから、3000円でも給料が増えるのはありがたいと思うのは当然です。現実に担任は大変なのですから、手当加算の支給対象者になってもおかしくはありません。ただし、文科省も県教委もそう思っているなら、その加算分の財源をしっかりと確保するべきです。ところが、その財源の調達を、常勤の教職員すべてに支給されている特別手当(月例給の1.5%)のうちから0.5%を差し出させて財源としようとしています。そのことを問題にしているのです。処遇改善と言いながら、全体は削減となり、一部がその恩恵にあずかるることは決して処遇改善とはいえないのではないでしょうか。職場の共同性・協調性を失うことにつながらないでしょうか。また、担任本人からも引き去りになりますので、結果として、実額3000円増額には誰一人なりません。

給料月額	現状の 義務特手当	0.5% 削減後	削減金額	実質 担任手当
250,000	3,750	2,500	-1,250	1,750
300,000	4,500	3,000	-1,500	1,500
350,000	5,250	3,500	-1,750	1,250
400,000	6,000	4,000	-2,000	1,000
440,000	6,600	4,400	-2,200	800

(高教組試算)

### 3 今度の交渉はどんな議論になったのですか？

今度の処遇改善の提案にあたって、いくつかの提案事項については了しながらも、特別手当を一律削減して担任手当として加算することには、すでに国会の審議段階から強い反対意識を持っていました。国会で法案が成立をして県段階に移行してきたときに、組合員に対して緊急アンケートを実施しました。その結果、特別手当削減をして担任手当加算の増設には80%を超える反対が寄せられました。その反対の声をもとに、県教組と一体となって交渉では反対を貫きました。3回の交渉を繰り返しましたが、「国の方針には逆らえない、担任しか支給できない」とする県教委とは

妥結には至りませんでした。しかし、交渉の最終局面で「もう議論の余地はないのか」と問いただすと、「もう少し検討させてほしい」との回答があり、当初予定にない第4回目の交渉が実現しました。

#### 4 高教組は最終的に担任のみに手当加算をすることに合意したのですか？

第4回目の交渉では、県教委が「担任以外には支給できない」としてきた、これまでの主張を大きく譲って、「通常学級の担任以外の教員に学級担任と同程度の負担が生じている場合は、支給対象とする」と回答を大きく変えてきました。その内容の説明を求めるとき、「校長が、学校内で通常学級の担任とその他の教員が連携しており、担任業務が平準化され、学級担任と同等程度の負担が生じていると判断した場合は、それらの教員を支給対象として決定する」ことだとしました。「担任以外には支給できない」ことから、「特別手当削減となる常勤の教育職員全員（養護教員・実習教員・常勤講師を含む）が支給対象可能になる」ことを確認し、またその支給対象者を決定する際に、「学校長が一方的で恣意的な運用はしない」ことを求めて交渉を終了しました。

もし、学校長が担任だけしか支給しないと判断した場合は、上記交渉の妥結内容からすると「うちの学校では

- ①担任とその他の教員が連携していない
- ②担任とその他の教員には業務が平準化されていない
- ③その他の教員には担任と同等程度の負担が生じていない

と、学校長が独自に判断したものと言われても仕方ありません。これは、教育という営みの共同性や協調性を重視すべきだとの現場の声に耳をふさぐものです。

あらためて、交渉の妥結内容を確認して学校長との話し合いに臨んでください。

また、今回の支給は2026年の1月から3月までを対象とするものです。担任は毎年替わるために、今年度末も来年度以降も校務分掌委を含めた話し合いが必要です。

交渉で出された現場の切実な声を掲載します。各職場でも共有してください。

Aさん「生徒支援や保護者対応を中心となるのは事実だが、副担任や教科担任など様々な先生方の協力がなければ学校運営は困難であり、担任一人で何とかできるものではない」

Bさん「学校現場は担任以外の全職員が生徒指導に関わる協働の場であり、担任ではない教員も特別支援コーディネーターのような重い分掌を担っていることから、職員全員で生徒と接しているという意識を是非分かってほしい」

Cさん「養護教諭も生徒の怪我や体調不良、命に関わる事態への対応に加え、心身の健康や発達特性に関する保護者との綿密な連携を通じて、多くの教員と協力しながら生徒の安全な学校生活に尽力しており、その職務の重要性を汲み取ってほしい」